

福岡県公報

平成21年12月4日
第3047号

目次

告示(第1803号 - 第1822号)

土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業 所への指定の解除	(消防防災課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
国土調査の成果の認証	(農山魚村振興課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
救急病院の認定	(医療指導課)	4
救急診療所でなくなった診療所等	(医療指導課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6

道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用の開始	(道路維持課)	7
公 告			
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	7
一般競争入札の実施	(総務事務センター)	9
産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課)	11
選挙管理委員会			
政治団体の平成19年及び平成20年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	12
公安委員会			
道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の 一部改正	(警察本部運転免許試験課)	14
道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の 一部改正	(警察本部運転免許試験課)	14
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を 改正する規則	(警察本部生活環境課)	15
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部生活環境課)	15
猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程	(警察本部生活環境課)	15

告 示

福岡県告示第1803号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区
の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

田川郡赤池町上野土地改良区

平成21年11月24日

福岡県告示第1804号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年11月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人ハートランド
- (2) 代表者の氏名
堺 紀世
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区大名2丁目4番38号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、益々進展する超高齢化社会に向けて、高齢者向けの介護サービスの利用者に対する、これまでの医療（ここでいう「医療」とは、西洋医学・東洋医学等を含めた「医療」を指す。）や福祉（ここでいう「福祉」とは、「高齢者福祉」および「身体障害・知的障害・精神障害」等の「障害者福祉」を含めた「福祉」を指す。）の現場において伝わりにくかった、あるいは見落とされがちであった、「看護」・「介護」を受ける立場の受益者及びする側の双方が抱えるニーズや問題を、聞き出し、あるいは見出すことにより、高齢者向けの介護サービスの利用者に対する医療・福祉の現場や機関等に対して、提案・提言あるいは伝達等の方法により解決するという形での高齢者向けの介護サービスの利用者に対する医療・福祉における支援事業を行い、より快適で健全な社会の創造、地域経済の振興、高齢者向け

の介護サービスの利用者に対する医療等の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1805号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年11月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人 アジア社会環境研究所
- (2) 代表者の氏名
高崎 勇次
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県中間市弥生一丁目22番3号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、アジア地域における人々に対して、それぞれの生活環境や生活観及び地域文化を調査研究し、衣食住等の文化交流、国際社会における人材の育成、生活環境・福祉医療等の技術支援に関する事業を行い、幅広くアジア地域全体として相互に社会生活環境の向上並びに各ライフステージにおける社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1806号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
豊前市大字四郎丸123 - 1、123 - 2、124、135及び136 - 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
豊前市大字四郎丸121番地の1
日新工業株式会社 代表取締役 天野 英彦

福岡県告示第1807号

昭和51年9月福岡県告示第1392号で告示した次に掲げる事業所の石油コンビナート等
災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第二種事業所への指定を解
除したので、告示する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

特別防災区域名	事業所名	所在地
北九州地区	黒崎播磨株式会社	北九州市八幡西区東浜町1番1号

福岡県告示第1808号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第
5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの
で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告
する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振
興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年11月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) 夜須ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置

駐輪場	変 更 前	変 更 後
駐輪場1	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地
駐輪場2	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地
駐輪場3	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地
駐輪場4	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地
合計	4箇所	4箇所

(2) 廃棄物等の保管施設の位置

廃棄物保管施設	変 更 前	変 更 後
廃棄物保管施設1	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地
廃棄物保管施設2	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地	福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地
廃棄物保管施設3		福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地
合計	2箇所	3箇所

福岡県告示第1809号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概
要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留
米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイレックス小郡店
- (2) 所在地 福岡県小郡市小郡中尾694 - 1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1810号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
みやこ町	平成19年度から平成20年度まで	地籍図及び地籍簿	大字大坂の一部	平成21年11月16日

福岡県告示第1811号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑前町久光字引田993 - 2、993 - 10、999 - 1、999 - 7、1001 - 1、1002、1003、1004 - 1、1005、1012 - 1及び1013 - 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社 コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

福岡県告示第1812号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市早良区飯倉地内外	平成21年11月11日

福岡県告示第1813号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町志免中央4丁目1083 - 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅南二丁目1番5号 博多サンシティビル8F
あなぶき興産九州株式会社 代表取締役 柴田 登

福岡県告示第1814号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市中央区唐人町2-5-1	平成21年12月1日から 平成24年11月30日まで
馬場病院	八女郡広川町大字新代1389-409	
姫野病院	八女郡広川町大字新代2316	
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区西本町4-18-1	

福岡県告示第1815号

次に掲げる病院は、平成21年11月10日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

病院の名称	所在地
伊藤整形外科医院	福岡市博多区三筑1-2-8

福岡県告示第1816号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年11月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称

NPO法人スローフード協会筑後平野

- (2) 代表者の氏名

野村 勝浩

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市日吉町115番地1

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、個性豊かな地域の「食」を発見し、人が生きてゆくうえで欠かすことのできない食の文化を普及し、もって公共の福祉の増進及び地域づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1817号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年11月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人 ヒューマン
 - (2) 代表者の氏名
高城 健輔
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県嘉麻市飯田212番地1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき乳幼児・児童・一般の人から高齢者で介護される人・障がい者も、共に生きる一人の人間として、多様な福祉サービスを利用しながら、利用者の尊厳ある暮らしを創意工夫することにより、自立

した生活を地域社会で営むことを支援し、だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1818号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年11月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 建物研究会

(2) 代表者の氏名

古野 雅之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区松田3丁目17番7 - 1401号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、住環境に悩む市民に対して、建物に関するコンサルティングを行い、公平な立場で調査・報告等の事業を行い、消費者の保護及び資産管理に貢献し、安心できる地域の街造りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1819号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年11月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子育て支援みどりの家

(2) 代表者の氏名

大原 青子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区有田8丁目14番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に子育てを行う親に対して、子育てのための支援に関する事業、子育てについてのセミナー・イベントの企画・開催に関する事業、専業主婦等の社会復帰並びに女性の経済的自立のための相談・支援に関する事業、父親の育児参加の啓発・推進に関する事業、母親を主体としての、文化の振興を目的とした各種文化講習会の企画・運営に関する事業等を行い、社会教育の推進と、男女共同参画社会並びに活力のある地域社会の形成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1820号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年11月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人もやい

(2) 代表者の氏名

隠 政夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市門司区大里東1丁目9番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、高齢者、障害者などに介護サービスの提供を通して福祉の増進を図る活動、人権の擁護・啓発の活動などを行いもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1821号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	吉井久留米線 自転車道	前	久留米市山川神代2丁目2497番1先から 久留米市山川神代2丁目2497番3先まで	3.2 ~ 3.2	30.5
			後	同上	3.2 ~ 3.2	30.5
			後	同上	3.2 ~ 3.2	36.0

朝倉	一般国道	500号	前	朝倉市上秋月331番先から 朝倉市上秋月764番2先まで	4.0 ~ 19.6	319.3
			後	同上	10.6 ~ 19.6	

福岡県告示第1822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年12月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井久留米線 自転車道	久留米市山川神代2丁目2497番1先から 久留米市山川神代2丁目2497番3先まで
朝倉	500号	朝倉市上秋月331番先から 朝倉市上秋月764番2先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

複写サービスに係る単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- タ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園 7 番 7 号（福岡県庁総合売店内）
ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年1月8日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成22年1月8日（金）までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812 - 0045 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。)

平成22年1月19日(火)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	01	文 具	A A
01	02	事 務 機 器	A A
05	02	電 気 通 信 機 器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成21年12月4日(金)から平成22年1月13日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

(2) 受領期限

平成22年1月19日(火)午後5時00分

(3) 提出方法

電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、直接持参又は郵便(書留郵便)に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成22年1月20日(水)午後2時00分

紙入札者は平成22年1月20日(水)午後1時00分までに集合すること。

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、平成22年1月27日午後2時に再度の入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込金額)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額又はくじ番号の記載がないもの。
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一入札者が二以上の入札をしたとき。（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く）
- (4) 入札書が所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む）及び日時に到着しないとき。
- (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できないとき。（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）
- (6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に到達しないとき。
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できないとき。（ＩＣカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより、落札者を決定するものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) The name of a contract matter
The unit-price contract concerning copy service
- (2) Time Limit of Tender
5:00 P M on January 19, 2010
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3092

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての

環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成21年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社E・フューチャー

福岡市西区下山門1丁目20番7号

代表取締役 御船隆幸

2 施設の種類及び処理能力

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号
口に規定する最終処分場（安定型最終処分場）

埋立可能範囲 3,808㎡

埋立容量 28,815㎡

3 設置場所

福津市上西郷字ババナタニ2188番1外1筆

4 指定地域

古賀市筵内、薦野、米多比、薬王寺、小山田、新原、庄、久保、新久保1丁目、新久保2丁目、谷山、中央2丁目の一部、中央3丁目の一部、中央4丁目の一部、中央5丁目の一部、中央6丁目の一部、今の庄2丁目の一部、今の庄3丁目の一部、千鳥1丁目、千鳥2丁目、千鳥3丁目、千鳥4丁目、千鳥5丁目、千鳥6丁目、舞の里1丁目、舞の里2丁目、舞の里3丁目、舞の里4丁目及び舞の里5丁目並びに福津市2-3、11-3、24-1、55、67-1、83-1、840-4、856-1、856-2、2702-1、2881、3105-2、舍利蔵、内殿、本木、畦町、久末、上西郷、津丸、手光の一部、光陽台2丁目、光陽台3丁目、光陽台南、福岡駅東1丁目、福岡駅東2丁目、福岡駅東3丁目、福岡南1丁目、福岡南2丁目、福岡南3丁目、福岡南4丁目、福岡南5丁目、有弥の里1丁目、有弥の里2丁目、花見の里1丁目、花見の里2丁目及び花見の里3丁目

上の地域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課

6 閲覧の期間

公告の日から平成22年1月4日まで

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第122号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、いなとみ修二後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成19年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成20年9月福岡県選挙管理委員会告示第90号）及び平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成21年9月福岡県選挙管理委員会告示第108号）の一部を、次のとおり改める。

平成21年12月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成19年分収支報告書の要旨中、いなとみ修二後援会の項を次のとおり改める。

53 いなとみ修二後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	稲富 修二
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院2区
報告年月日	平成20年3月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	27,064,978円
ア 前年繰越額	5,731,183円
イ 本年収入額	21,333,795円
(2) 支出総額	26,312,284円
(3) 翌年への繰越額	752,694円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	21,228,386円

(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	21,228,386円
a 個人からの寄附	994,000円
c 政治団体からの寄附	20,234,386円
カ その他の収入	105,409円
看板作成費の一部負担として	100,000円
一件十万円未満のもの	5,409円
合計	21,333,795円
[寄附の内訳]	
a 個人からの寄附	
(寄附者の氏名)	(金額) (住所)
芳賀 晟壽	100,000円 北九州市八幡東区
西本 良一	500,000円 田川市
その他	394,000円
小計	994,000円
c 政治団体からの寄附	
(寄附者の名称)	(金額) (事務所の所在地)
民主党福岡県第11区総支部	1,234,386円 行橋市
民主党福岡県総支部連合会	15,000,000円 福岡市博多区
友愛政経懇和会	2,000,000円 東京都千代田区
民主党	2,000,000円 東京都千代田区
小計	20,234,386円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	5,377,505円
(ア) 人件費	2,072,000円
(イ) 光熱水費	25,707円
(ウ) 備品・消耗品費	1,585,161円
(エ) 事務所費	1,694,637円
イ 政治活動費	20,934,779円
(ア) 組織活動費	1,448,875円

(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,148,220円
b 宣伝事業費	3,148,220円
(エ) 調査研究費	19,442円
(オ) 寄附・交付金	16,150,000円
(カ) その他の経費	168,242円
合計	26,312,284円

平成20年分収支報告書の要旨中、いなとみ修二後援会の項を次のとおり改める。

42	いなとみ修二後援会
	資金管理団体の届出をした者の氏名 稲富 修二
	資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院2区
	報告年月日 平成21年2月27日
1	収入・支出の総額
(1)	収入総額 25,733,470円
ア	前年繰越額 752,694円
イ	本年収入額 24,980,776円
(2)	支出総額 11,973,457円
(3)	翌年への繰越額 13,760,013円
2	収入・支出の内訳
(1)	収入の内訳
イ	寄附 19,969,714円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	19,969,714円
a 個人からの寄附	1,943,000円
c 政治団体からの寄附	18,026,714円
工	借入金 5,000,000円
稲富 修二	5,000,000円
カ	その他の収入 11,062円
一件十万円未満のもの	11,062円
合計	24,980,776円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
伊原 昌義	80,000円	福岡市中央区
矢田部 左近	100,000円	福岡市南区
佐々木 洋子	104,000円	福岡市博多区
楠田 幹人	100,000円	筑紫野市
川辺 寿和	300,000円	神奈川県川崎市 高津区
古賀 正明	200,000円	福岡市中央区
原 祐一	500,000円	福岡市早良区
その他	559,000円	
小計	1,943,000円	

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
ふくおか@創造リーグ	3,526,714円	福岡市南区
ふくおか21フォーラム	3,000,000円	福岡市中央区
民主党	1,000,000円	東京都千代田区
民主党福岡県総支部連合会	10,000,000円	福岡市博多区
岡田かつや後援会	500,000円	三重県三重郡 川越町
小計	18,026,714円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	7,090,989円
(ア) 人件費	4,088,710円
(イ) 光熱水費	1,500円
(ウ) 備品・消耗品費	1,167,210円
(エ) 事務所費	1,833,569円
イ 政治活動費	4,882,468円

(ア) 組織活動費	622,140円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,875,328円
b 宣伝事業費	3,875,328円
(オ) 寄附・交付	385,000円
合計	11,973,457円

3. 資産等の内訳

(2) 借入金

(借入先)	(借入残高)
稲富 修二	5,000,000円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第356号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月4日

福岡県公安委員会

「 ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59-4 古賀由克	ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59-4	を
「 ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59-4 安西利範	ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59-4	に改める。

福岡県公安委員会告示第357号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月4日

福岡県公安委員会

ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59 - 4 古賀由克	ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59 - 4
--	--------------------------------

を

ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59 - 4 安西利範	ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59 - 4
--	--------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会規則第22号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年12月4日

福岡県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年福岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の3」を「第4条の3第2項及び第12条の3」に改める。

第2条第1項の表診断の対象者の欄中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に、「第5条第1項第3号若しくは第4号」を「第5条第1項第4号若しくは第5号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会規則第362号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定したので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成21年12月4日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部改正により、平成21年12月4日から認知機能検査制度が導入されることに伴う規定の整理であり、行手条例第37条第4項第8号の「その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として施行規則で定めるもの」に該当すると認められることから、意見公募手続を実施しなかったもの。

2 規則公布の日

平成21年12月4日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活環境課に備え置く。

福岡県公安委員会規則第361号

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程を次のように定める。

平成21年12月4日

福岡県公安委員会

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3及び第9条の14の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱い等に関する講習会（以下「猟銃等講習会」という。）並びに年少射撃資格の認定のための講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）（以下「講習会」と総称する。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講習会の対象等)

第2条 講習会は、福岡県内に住所を有する者で、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれに定めるものを対象とする。

(1) 猟銃等講習会 法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を

受けようとするもの及び同号の規定により現に猟銃又は空気銃の所持許可を受けて当該猟銃又は空気銃を所持しているもの

(2) 年少射撃資格講習会 法第9条の13の規定により年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 前項第1号の猟銃等講習会は、初心者講習会（法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者（法第5条の2第3項第2号に掲げる者を除く。）に対する講習をいう。以下同じ。）及び経験者講習会（現に法第4条第1項第1号の規定により所持許可を受けている猟銃又は空気銃を所持している者及び同号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者のうち法第5条の2第3項第2号に掲げる者に対する講習をいう。以下同じ。）に区分する。

（講習会の公表）

第3条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）

第17条第2項及び第29条第1項の規定による講習会の開催に関する公表は、福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）に規定する方法により開催期日の20日までに行う。

（講習会の受講申込み）

第4条 講習会の受講申込みは、開催期日の1週間前までに、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条又は第81条の定めるところにより、その者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

（講習会の回数等）

第5条 講習会の回数及び開催場所は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところとする。ただし、特に必要があり臨時に、又は場所を変更して行う場合は、この限りでない。

区 分		回 数	場 所
猟銃等講習会	初心者講習会	おおむね月1回	福岡県中央警察署 福岡県小倉北警察署 福岡県飯塚警察署 福岡県久留米警察署
	経験者講習会	おおむね月4回	福岡県内のいずれかの警察署
年少射撃資格講習会		おおむね年2回	福岡県警察本部

2 講習会の受講を申し込んだ者に対する当該講習会の日時、場所等の指定は、講習通知書（別記様式）を交付して行うものとする。

（手数料の徴収）

第6条 講習会の講習手数料は、福岡県警察関係手数料条例（平成12年福岡県条例第48号）の定めるところにより、当該講習会の受講申込みのときに徴収するものとする。

（講習会の科目等）

第7条 令第17条第3項及び第29条第2項の規定により講習会の科目及び時間を次表のとおり定めるものとする。

科 目	猟銃等講習会		年少射撃資格講習会
	初心者講習会	経験者講習会	
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間	1時間	
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間	30分間	
空気銃の所持に関する法令			3時間
空気銃の使用の方法			1時間

（初心者講習会の考査）

第8条 初心者講習会の講習効果の向上を図るため、当該初心者講習会の終了後、その講習内容についての考査（1時間）を実施する。

2 考査の方法は、選択式とし、別表の考査内容及び合格基準によって行う。

3 初心者講習会においては、令第18条及び規則第21条の定めるところにより、考査の結果、合格基準に達した者に対して、講習修了証明書（規則別記様式第20号）を交付する。

（年少射撃資格講習会の考査）

第9条 年少射撃資格講習会の講習効果の向上を図るため、当該年少射撃資格講習会の終了後、その講習内容についての考査（1時間）を実施する。

2 考査の方法は、選択式とし、別表の考査内容及び合格基準によって行う。

3 年少射撃資格講習会においては、令第30条及び規則第82条の定めるところにより、考査の結果、合格基準に達した者に対して、年少射撃資格講習修了証明書（規則別記

様式第71号)を交付する。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、福岡県警察本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(猟銃及び空気銃の取扱い等の講習会に関する規程の廃止)

2 猟銃及び空気銃の取扱い等の講習会に関する規程(昭和41年12月福岡県公安委員会告示第74号)は、廃止する。

別表(第8条、第9条関係)

考查内容及び合格基準

考查内容	出題数は、20問(四肢択一式)とする。 出題範囲は、講習の科目からとする。
合格基準	14問以上の正答とする。

別記様式（第5条関係）

講習通知書	
殿	
年 月 日	
警察署長 印	
あなたから申込みのあった講習は、次により受講されるよう通知します。	
講習会の区分	初心者講習 経験者講習 年少射撃資格講習
講習会の日時	年 月 日 自 時 至 時
講習会の場所	
受講番号	番
注 1 筆記用具、印鑑及びテキストを持参すること。 2 この通知書は、講習当日持参すること。	

(A 4)